

第8回琵琶湖部会(2001.12.21開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2001年12月21日(金) 9:45～12:45

場 所：ピアザ淡海 3F 大会議室

1 決定事項

- ・次回部会以降の日程が下記のとおり決定した
第9回琵琶湖部会 1月24日(木)13:30～16:30
第10回琵琶湖部会 3月13日(水)13:30～16:30
- ・議論の進み具合によっては、2月に部会を追加する可能性がある。
- ・次回以降の部会についても会議時間は3時間程度とする。

2 審議の概要

第6回委員会(2001.11.29開催)の報告

琵琶湖を中心とする淀川水系の現状(環境、人と川との関わり等)について宗宮委員、倉田委員から下記のテーマについて情報提供、意見発表がなされた。

「琵琶湖漁業の存亡について」(倉田委員)

「琵琶湖の水質現況と課題」(宗宮委員)

河川管理者からの報告

琵琶湖工事事務所、水資源開発公団、滋賀県より、これまでの琵琶湖部会における委員発言に対応する資料の説明がなされた。

検討課題に関する議論

総論部分(1-1長期的な展望、川のあるべき姿等、1-2川と人との関係)についての意見交換が行われた。

住民意見の聴取・反映方法について

流域委員会で実施中の一般意見募集についての報告があった。

一般からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。

3 主な意見

<長期的な展望、川のあるべき姿等>

- ・ 「基本的な考え方」の項目に「自然としての川がどう変動するのか」という物理的な視点を追加した方がよい。川は変動するということを念頭において河川整備計画を策定する必要がある。
- ・ 人と川の関係は何百年間も続いていることを考えると「基本的な考え方」の中に、歴史的な観点を付加する必要がある。
- ・ 従来は短期的・刹那的な目標設定のもと河川整備計画が策定されてきたが、今後は歴史的な観点から川と人間との関わりを考えた長期的な目標設定のもと河川整備計画を策定するという基本的な視点で議論を行いたい。
- ・ 「どのような河川、流域が望ましいか」を検討するためには、流域の自然環境を本来の自然に戻すことは不可能であることをふまえ、「今後どのような川のあり方が必要か」を議論しなくてはならない。
- ・ 川のあるべき姿等を議論する際、国連で行われているような「生態的アプローチ」の観点から議論する必要がある。
- ・ 川に対するいろいろな視点があるため、川のあるべき姿を論議するためには、河川とは何かを整理しなければならない。

<川と人との関係>

- ・ 流域全部を川だと考えると、流域に暮らしている住民の生活のあり方も含めた河川のあるべき姿を考えることが重要である。
- ・ 「本来の自然環境を備えた河川が望ましい」については、「理想の川はあるのか」「川は自然と呼べるのか」を疑問に思う。自然の川に戻すにはどうすればいいのかではなく、「我々にとってどれだけ価値のある川にするのか」を論議すべきである。

<ライフスタイル>

- ・ 流域そのものが河川であるという考え方には、川と密接に関連しながら我々の生活空間があるという考え方につながっている。私たちの生活空間の環境をどのように考えるのか、その環境をいかに子孫に残すのか、そのためにはどのようなライフスタイルを築くべきか、を考えることが重要である。

<整備、計画のあり方>

- ・ 自然の側にたった工事の仕方、人間生活のあり方をえていくような河川整備計画を策定すべきである。
- ・ 川は街に流れしており、街の一部でもあるので、その街にあった川のあるべき姿を育んでいくとともに、流域に暮らしている住民の意見を反映した河川整備計画を行うべきである。

<管理のあり方>

- ・ 流域住民が直接河川管理に関わることができるような河川管理のあり方を問い合わせ直す必要がある。

<市民とのコミュニケーション>

- ・ 今、存在する施設の情報を整理するのが重要である。地域の人が持っている伝統的な情報と公的機関が持っている科学的な情報をどう系統的に整理するかが問題。

<洪水>

- ・ 本来の植生を再現するためにある程度の洪水を許容すべきだ。
- ・ 洪水防止を主目的においた河川整備では、洪水の恐怖が次の世代に伝承されず、流域住民が洪水に対する危機意識を持たなくなる。いかに世代間に洪水の恐怖を継承するのか考えなければならない。

<河川空間利用>

- ・ 現在の琵琶湖の漁獲量や漁業経営体の数が、乱獲が進み資源が枯渇した 1870 年代に酷似している。ここでもう一度、資源管理や種苗育成等を検討し直すべきである。
- ・ これからは、魚を獲るだけではなく、水辺や水域で生物を育てることをベースとした水域生態効用型の産業を育成する必要がある。さらにそれらを支える人の育成、湖のあり方についても考え直すべきである。
- ・ 名目だけの漁業者が利権を目当てに権利を維持しているという現実もあり、誰がいつどこで漁をやっているか管理する必要がある。また河川法では放流を義務付けたうえで漁業免許を与えているが、海や湖ではそのような規定がない。法的な整備も急務である。

<水質>

- ・ 水質の問題には、統一された評価基準が存在しない。さまざまな立場の水利用者がそれぞれの基準で良い悪いの判断を行っている。評価基準をどこに置くのかがポイントである。
- ・ 水量と汚濁の関係を考えると、水の利用量を減らさねば琵琶湖の水質改善はありえない。利用者自身の責任を明確化し、リサイクルに向けてどれだけ努力ができるかが問題である。そのためには、環境教育の推進をはじめ、場合によっては人の行動規範そのものの抑制をも検討すべきである。
- ・ 公的機関で測定されている情報は一般の人にも分かる形で提供することが必要である。
- ・ 低下した琵琶湖の自浄機能を回復するため、誰が責任を持つのか、費用はどうするのか、生態変化事象に対して誰が正確に監視し、それをどう評価するのかなどをさまざまな尺度、判断、考え方を取り入れて検討する必要がある。

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。